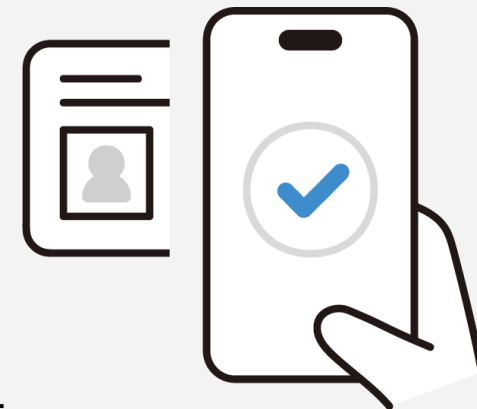


はじめての申請 (制度案内はがき (20P))

申請に必要なもの

- ☐ 定額減税補足給付金（不足額給付）制度案内はがき又は発番通知メールの給付申請番号
- ☐ 振込口座が確認できる書類（画像データ）
例）通帳・キャッシュカード
- ☐ 支給対象者本人確認書類（画像データ）
例）運転免許証、マイナンバーカード（通知カードは不可）、健康保険証、在留カード 等
※マイナンバーカードの裏は添付しないでください
- ☐ 下記を参照の上、ご自身が該当する書類
 - ①青色事業専従者/事業専従者（白色） ②合計所得金額48万円超の方
 - ③令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方
- ・ 令和6年分所得税の確定申告書、源泉徴収票 ①、②、③
- ・ 事業主の令和6年分所得税確定申告書、青色事業専従者に関する届出書 等 ①、③かつ①
- ・ 令和6年度個人住民税の納税通知書、課税証明書 ③
- ・ 住民票の写し（世帯員全員が記載された前自治体の住民票の除票） ③
- ・ 世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書 ③
- ☐ 調整給付の確認書、支給決定通知書（令和6年度に実施した調整給付において、ご自身が受給した金額がある方）



申請に必要なもの

※該当する場合はご準備ください

- ☐【代理申請の場合】（画像データ）
 - ・ 法定代理の場合
代理人の本人確認書類、代理関係が確認できる書類（発行から3か月以内）
 - ・ 法定代理以外の代理の場合
申請者と代理人の本人確認書類
- ☐【送付先の変更を希望される場合】（画像データ）
 - ・ 送付先が分かる書類 例）賃貸契約書、公共料金の通知書
- ☐【令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合】
 - ・ 帰国日が確認できるパスポート 等
- ☐【令和5年所得において青色事業専従者/事業専従者（白色）であり、令和6年1月2日以降に横浜市に転入された場合】
 - ・ 事業主の令和5年分所得税確定申告書 等

1

パソコン又はスマートフォンで「制度案内はがき」に掲載されているURLを入力又は2次元コード、又は「発番通知メール」からオンライン申請システムを開いてください



ホーム

横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請システム

- はじめての申請
- 申請した内容の修正
- 添付した画像の削除
- 進捗状況の確認

【各種マニュアル】

- ・ はじめての申請（支給のお知らせ）
- ・ はじめての申請（確認書）
- ・ はじめての申請（転入者等の方申告書（20L））
- ・ はじめての申請（制度案内はがき（20P））
- ・ 申請した内容の修正
- ・ 添付した画像の削除
- ・ PDFファイルの対応

【メールアドレスの入力の注意事項】
お使いの携帯電話等で、「迷惑メール受信拒否」等を設定している場合は、
「kyufukin@fusokugaku.cityyokohama.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】
横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター
0120-045-320
(9:00～19:00、土日祝日を除く)
FAX番号: 0120-303-464

【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】
横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）テクニカルサポートセンター
0120-045-114
(9:00～19:00、土日祝日を除く)
FAX番号: 0120-303-464

2

ホーム画面から **はじめての申請** を押してください

The screenshot shows the homepage of the Yokohama City online application system. At the top, there is a dark blue header with the word 'ホーム' (Home) in white. Below the header, the title '横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請システム' is displayed. A vertical menu on the left contains four buttons: 'はじめての申請' (First-time application), '申請した内容の修正' (Edit application content), '添付した画像の削除' (Delete attached image), and '進捗状況の確認' (Check progress). The first button is highlighted with a red rectangular border. A red dotted line connects this button to a larger blue callout box on the right that also contains the text 'はじめての申請'. A white mouse cursor is pointing at this callout box. Below the menu, there are sections for '【各種マニュアル】' (Various manuals), '【メールアドレスの入力の注意事項】' (Notes on email address input), and contact information for both the subsidy system and the online application system.

ホーム

横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請システム

はじめての申請

申請した内容の修正

添付した画像の削除

進捗状況の確認

【各種マニュアル】

- ・ はじめての申請（支給のお知らせ）
- ・ はじめての申請（確認書）
- ・ はじめての申請（転入者等の方申告書（20L））
- ・ はじめての申請（制度案内はがき（20P））
- ・ 申請した内容の修正
- ・ 添付した画像の削除
- ・ PDFファイルの対応

【メールアドレスの入力の注意事項】

お使いの携帯電話等で、「迷惑メール受信拒否」等を設定している場合は、
「kyufukin@fusokugaku.city.yokohama.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

0120-045-320

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464

【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）テクニカルサポートセンター

0120-045-114

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464

3

給付情報の入力画面で、**給付申請番号**と**生年月日**を入力します
入力したら **次へ** を押してください

ホーム

給付情報の入力

* 給付申請番号

- お手元にある本給付金に係る書類に記載されている給付申請番号を入力してください。
- 既に手続き中の場合は修正画面にログインする事はできません。
- 給付申請番号で使用可能な文字は半角英数となります。

入力例：12A456789012345

* 生年月日

- 本給付対象者の生年月日を入力してください。

入力例：1970/01/01

次へ

給付申請番号
入力例：12A123456789000

生年月日
入力例：1970/01/01
またはカレンダーから選択

6月 2025

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12

今日

4

各種連絡を受信するためのメールアドレスを入力します
入力したら送信を押してください
入力したメールアドレス宛にシステムからメールを送信します

ホーム

メールアドレスの入力

*メール

email.address.ooo@xxxx.co.jp

- 本給付申請における不備連絡などの各種連絡を受信するメールアドレスを入力してください。
- 送信ボタンを押すとメールが送信されます。入力の続きはメールの内容に従ってください。

前へ 送信



ホーム

メール送信完了

入力されたアドレスにメールを送信しました。
受信したメールの内容に従って申請を行ってください。

完了

※注意※

メールが届かなかった場合、入力したアドレスが誤っている
可能性がありますので、テクニカルサポートセンターまでご連絡ください



5

受信したメールを開き、記載されているURLを押すと 申請情報入力画面が開きます



横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）受付センター
【横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）】新規申請のご案内について

宛先

申請者様

横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請をご利用いただき、ありがとうございます。

以下の申請におきまして申請した内容の修正に関する入力画面へのURLをご案内します。
下記【申請した内容の修正】のリンクをクリックし、画面の指示に従って申請を行ってください。
※リンクの有効期限は本メール送信時から2時間です。

【ご案内日】 2025年mm月dd日

【対象の申請】 横浜市定額減税補足給付金（不足額給付） 給付申請番号 20Y999999998408

【申請した内容の修正】
以下のURLから申請した内容の修正を行う事ができます。

<https://cky.....>

本メールは申請時にご入力いただいたメールアドレスへの自動配信です。
このメールへの返信はできませんのでご了承ください。
本メールに心当たりのない方はコールセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

【横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター】
電話番号：0120-045-320（9：00～19：00、土日祝日を除く）
FAX 番号：0120-303-464

URL

給付の情報

給付申請番号	20Y999999998408
生年月日	1900年1月1日
メールアドレス	email.address.ooo@xxxx.co.jp

※注意※

- 一時保存完了前に画面を閉じると入力内容が削除されます。また、添付した画像も翌日削除されます。
- 誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、再度、ホーム画面に戻り、「申請した内容の修正」から、正しいファイルを添付してください。
- 本給付金は、生活保護における収入として認定されません。受給した場合は収入申告書に記載し、各区生活支援課の担当ケースワーカーへ提出してください。

誓約・同意事項

「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、以下のチェックボックスにチェックを入れてください。

[誓約・同意事項を確認する](#)

☐ 同意する

税制度上の扶養状況の確認

<令和5年所得について>

☐ 青色事業専従者/事業専従者（白色）だった。

☐ 合計所得金額が48万円超だった。

☐ 扶養親族として住民税の定額減税の対象だった。

<令和5年所得について>

申請情報入力 (制度案内はがき (20P))

※注意※

- ・一時保存完了前に画面を閉じると入力内容が削除されます。また、添付した画像も翌日削除されます。
- ・誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、再度、ホーム画面に戻り、「申請した内容の修正」から、正しいファイルを添付してください。

6

画面にそって給付の情報を入力していきます

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

給付の情報

給付申請番号 20Y999999998408

生年月日 1900年1月1日

メールアドレス email.address.ooo@xxxx.co.jp

申請者の給付の情報が表示されます
内容に誤りがないか確認してください

※注意※

- ・ 一時保存完了前に画面を閉じると入力内容が削除されます。また、添付した画像も翌日削除されます。
- ・ 誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、再度、ホーム画面に戻り、「申請した内容の修正」から、正しいファイルを添付してください。
- ・ 本給付金は、生活保護における収入として認定されません。受給した場合は収入申告書に記載し、各区生活支援課の担当ケースワーカーへ提出してください。

6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

「誓約・同意事項」チェックボックスに✓を入れてください

お願いいたします。本給付金は、生活保護における各区生活支援課の担当ケースワーカーへ提出して

誓約・同意事項

「誓約・同意事項」を必ずご確認ください、以下のチェックボックスにチェックを入れてください。

誓約・同意事項を確認する

☒ 同意する

税制度上の扶養状況の確認

※注意※

誓約・同意事項を確認していない場合チェック✓は入れられません

- <令和5年所得について>
- ☐ 青色事業専従者/事業専従者（白色）だった。
 - ☐ 合計所得金額が48万円超だった。
 - ☐ 扶養親族として住民税の定額減税の対象だった。

<令和6年所得について>

- ☐ 青色事業専従者/事業専従者（白色）だった。
- ☐ 合計所得金額が48万円超だった。

ホーム

【誓約・同意事項】

○定額減税補足給付金（不足額給付）の支給対象者に該当します。
○下記の支給要件に該当する場合、これに従い横浜市において算定した支給額が支給されます。
横浜市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金（不足額給付）は支給されません。

【支給要件】

A+B-C>0となる納税義務者
※A+Bの合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない場合は切り上げる。
A：所得税分の所収額（3万円）×減税対象人数（※1）－令和6年分所得税額
※1：納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
B：個人住民税所得割分の所収額（1万円）×減税対象人数（※2）－令和6年度分個人住民税所得割額
※2：納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
C：定額減税補足給付金（調整給付）の額

○給付金の支給要件の該当性を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
○審査に必要な関係書類を求められた場合、横浜市へ提出を行います。
○令和7年11月28日までに、申請書の不備が解消されない場合、本給付金が支給されないことに同意します。
○申請書の責めのかんを問わず、振込不能等の事由によって令和8年1月30日までに支払が完了しない場合は、以降、本給付金は支給されないことに同意します。
○本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、本給付金を返還します。

閉じる

6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】 口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】 各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

税制度上の扶養状況の確認

<令和5年所得について>

- ☐ 青色事業専従者/事業専従者（白色）だった。
- ☐ 合計所得金額が48万円超だった。
- ☐ 扶養親族として住民税の定額減税の対象だった。

<令和6年所得について>

- ☐ 青色事業専従者/事業専従者（白色）だった。
- ☐ 合計所得金額が48万円超だった。
- ☐ 扶養親族として所得税の定額減税の対象だった。

※令和5年所得について、令和6年所得についてそれぞれ1か所チェックしてください。

※青色事業専従者/事業専従者（白色）かつ合計所得金額が48万円超の場合は「合計所得が48万円超だった。」をチェックしてください。

* 当初調整給付時受け取り金額（万円）

※令和6年度に実施した調整給付において、ご自身が受給した金額を入力してください。

※ご自身又は扶養親族として調整給付の対象となっていなかった場合は受給した金額に「0」を入力してください。

- ☐ 「当初調整給付」の給付対象者（扶養親族）だった。
- ☐ 令和6年1月1日時点で国外に居住していた。
- ☐ 令和6年1月2日以降に横浜市に転入してきた。

税制度上の扶養状況の確認について

該当する項目のチェックボックスに✓を入れてください。
また、金額欄が表示された場合は金額を入力してください。

6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

代理申請を行う場合

☒ 代理申請情報の入力

- 代理申請を行う場合はチェックボックスにチェックを入れてください。

▼ チェックを入れる则表示されます

* 受給者 氏名（漢字）

は、次の者を代理人と認め、定額減税補足給付金（不足額給付）の申請・請求及び受給を委任します。

* 代理人 氏名（漢字）

入力例：山田 一郎

* 代理人 氏名（フリガナ）

入力例：ヤマダ イチロウ

* 代理人 生年月日

入力例：1970/01/01

代理人 住所

住所検索

郵便番号入力

代理人の方が申請する場合は、こちらのチェックボックスにチェック✓を入れてください

✓を入れると代理申請についての入力項目が表示されますので、必要事項を入力してください

- 入力項目 -
- は必須
 - 受給者 氏名（漢字）
 - 代理人 氏名（漢字）
 - 代理人 氏名（フリガナ）
 - 代理人 生年月日
 - 代理人 住所
 - 代理人 電話番号

▼ 入力項目は下に続きます

6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

振込口座情報の入力

直接入力、または「金融機関一覧を検索」より、振込口座の「金融機関コード」「支店コード」を検索して入力します

- 原則、申請・請求者の口座とします。（代理申請を行う場合は代理人の口座も指定可能です。）
- 通帳等の写しを添付する必要があります。長期間入出金のない口座を入力しないでください。
- 給付金を受け取る金融機関の情報を入力してください。
- 金融機関の検索ボタンから金融機関名を検索して入力する事もできます。
- 金融機関一覧に存在しない場合はオンライン申請ではなく郵送で申請してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、店名（検索画面の支店名）・店番号・預金種目・口座番号「7桁」（通帳見開き下部記載）、口座名義人を記入してください。
- 定期預金と貯蓄預金の口座は、指定出来ませんので、ご注意ください。
- 海外にある金融機関は、振込が出来ない可能性がありますので、ご注意ください。

金融機関一覧を検索

* 金融機関コード

* 支店コード

金融機関名：

〇〇銀行
銀行コード 支店コード
0001 - 000 - 0000000

* 種目

—なし—

* 口座番号

キーワードを入力して「検索」を押すと、関連する金融機関が一覧表示されます
選択する金融機関の 本店コード を押すと入力枠に反映されます

①キーワード入力
例) UFJ

金融機関一覧を検索

②検索

金融機関名：

UFJ

支店名：

横浜駅

支店コード：

検索

本店コード	支店コード	本店名	支店名
0005	251	三菱UFJ銀行	横浜駅前支店
0288	430	三菱UFJ信託銀行	横浜駅西口支店

③本店コード

2/2 前へ 1 次へ

閉じる

* 口座番号は7桁（左0詰め）で入力してください。入力例：0012345

6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

枠内を押すと選択肢が表示されますので、該当する方を選んでください
[1]普通 [2]当座

金融機関名：

*種目

--なし--

*口座番号

口座番号7桁を入力します

- 口座番号は7桁（左0詰め）で入力してください。入力例：0012345

*口座名義人カナ

口座名義人を入力します
例：ヤマダ タロウ

- 半角のカタカナの30文字以下で入力してください。
- 姓と名の間に半角空白を入力してください。
- 入力できる文字は半角の数字、アルファベット、カナ、記号（（-（ハイフン）.（ピリオド））となります。
- 拗音（ヤ・ユ・ヨ）等は大文字でご入力ください。英字をご入力の場合も、大文字でご入力ください。

※必ず確認してください※

※通帳の表記に合わせてください。

（入力例）

ヤマダ タロウ

☒ 口座をお持ちでない方（口座をお持ちの方は口座受取です）。横浜市指定の方法で受給することに同意します。

- 本人限定受取の書留で支給します。受取は、ご本人による受取のみ可能です（本人確認書類が必要）。なお、口座振込と比べて、申請から支給まで相当の時間を要します。

【画像添付①】口座情報が確認できる書類

振込用の銀行口座をお持ちでない方は、こちらの
チェックボックスに✓を入れてください

〇〇銀行

口座番号

0001 - 000 - 0000000

例）ヤマダタロウ → ヤマダ タロウ
リョウコ → リョウコ （ヨ→ヨ）
Liam → LIAM

6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】口座情報が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- ・振込先金融機関口座が確認できる書類 例) 金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳のコピー又はキャッシュカードのコピー
- ・登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

振込先金融機関口座が確認できるものの画像ファイルをアップロードします
「**ファイルをアップロード**」をクリックし、写真のファイルを選択してください
ファイルドロップでも可能です

※基準日2025/6/2以降に転居された方

☐ 送付先について変更を希望です

〇〇預金

お名前
〇〇 △△様

店番000 口座番 0000000

x x x 銀行 c c 支店
00-0000-0000

- 口座情報確認書類 -
例)金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳のコピー又はキャッシュカードのコピー
登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

〇〇銀行

Name Name

0001 - 000 - 0000000

6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

☐ 同意した

送付先の変更を希望する場合は、
こちらのチェックボックスに✓を入れてください

送付先の変更を希望される場合

※基準日2025/6/2以降に転居されていて郵便局へ転送サービスの届出をしていない場合

☒ 送付先について変更を希望ですか？

・ 送付先住所の変更を希望の場合はチェックボックスにチェックを入れてください。

▼ チェックを入れる则表示されます

横浜市長宛て

定額減税補足給付金（不足額給付）に係る書類送付先の住所変更をお願いします。

* 申請日

✓を入れると定額減税補足給付金（不足額給付）に係る書類送付先を入力
する項目が表示されますので、必要事項を入力してください

1. 給付金の受給者

* 受給者 氏名（漢字）

入力例：山田 太郎

* 受給者 氏名（フリガナ）

入力例：ヤマダ タロウ

* 受給者 生年月日

- 入力項目 - ■ は必須

■ 申請日

■ 給付金の受給者

氏名（漢字・フリガナ）、生年月日、住民票の住所
送付先住所、電話番号

■ 送付先を変更する理由

▼ 入力項目は下に続きます



6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】本人確認書類（表面）

本人確認書類【表面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。



ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ



- ・運転免許証、マイナンバーカード（片面（顔写真の面のみ）、マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、在留カード 等
- ・登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

【画像添付②】本人確認書類（裏面）

本人確認書類【裏面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。



ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

- ・運転免許証、在留カード 等の裏面
- ・「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面
- ・登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

- 本人確認書類 -

例)運転免許証、マイナンバーカード（表）、健康保険証、在留カード 等

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

※重要※
「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面は添付しないでください

※代理申請の方のみ※
法定代理/法定代理以外

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

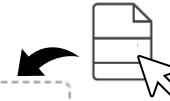
【画像添付①】代理人の本人確認書類（表面）

代理人本人確認書類【表面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 代理人本人確認書類 表面 例) 運転免許証、マイナンバーカード（片面（顔写真の面のみ）、マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、在留カード 等
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）
- 法定代理以外の代理の場合は申請者と代理人両方の本人確認書類が必要です。

【画像添付②】代理人の本人確認書類（裏面）

代理人本人確認書類【裏面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

- 代理人本人確認書類
- 「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面は添付しないでください
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものと
- 法定代理以外の代理の場合は申請者と代理人両方の本人確認書類が必要です。

- 確認書類 -

例) 運転免許証、マイナンバーカード（表）、健康保険証、在留カード 等

法定代理人の場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3か月以内）と代理人の本人確認書類が必要です

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

※重要※

「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面は添付しないでください

※代理申請の方のみ※
法定代理

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）
- 法定代理の場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3か月以内）と代理人の本人確認書類が必要です
- 法定代理以外の代理の場合は申請者と代理人の本人確認書類が必要です

※注意※

法定代理の場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3か月以内）と代理人の本人確認書類が必要です
法定代理以外の代理の場合は申請者と代理人の本人確認書類が必要です

【画像添付③】 法定代理の場合に代理関係が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

法定代理の場合に代理関係が確認できる書類
の画像ファイルをアップロードします

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 法定代理の場合に代理関係が確認できる書類
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）
- 法定代理の場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3か月以内）が必要です。

【画像添付③】 令和6年所得税額等が

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

- 確認書類 -

代理関係が確認できる書類（発行から3か月以内）

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付③】 令和6年所得税額等が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 令和6年分所得税の確定申告書又は源泉徴収票等のコピー
- ※支給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる書類をご用意ください。
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限りです。(拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。)

令和6年所得税額等が確認できる書類の
画像ファイルをアップロードします

- 確認書類 -

令和6年分所得税の源泉徴収票又は確定申告書の控え
登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

【画像添付④】 令和6年度個人住民税額等が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

- 転入者の方（令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方）は添付が必要です。（令和6年1月1日時点で横浜市在住の方は不要）
- 令和6年度個人住民税の納税通知書等のコピー
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限りです。(拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。)

令和6年度個人住民税額等が確認できる書類の
画像ファイルをアップロードします

- 確認書類 -

令和6年度個人住民税の納税通知書 等
登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

※事業専従者の方のみ※

税制度上の扶養状況の確認で、
令和5年所得または令和6年所得の事業専従者だったにチェックを入れた方

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付⑤】 令和5年所得において青色事業専従者/事業専従者（白色）が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

令和5年所得において青色事業専従者/事業専従者（白色）が
確認できる書類の画像ファイルをアップロードします

↑ ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ



- ・ 転入者の方（令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方）は添付が必要です。
- ・ 事業主の令和5年分確定申告書等
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限りです。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

※注意※

令和5年分は、転入者の方のみです

【画像添付⑥】 令和6年所得において青色事業専従者/事業専従者（白色）が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

令和6年所得において青色事業専従者/事業専従者（白色）が
確認できる書類の画像ファイルをアップロードします

↑ ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

- ・ 事業主の令和6年分確定申告書又は
- ・ 令和6年所得において青色事業専従
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限りです。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

- 確認書類 -

事業主の令和6年分所得税の確定申告書、青色事業専従者に関する届出書 等

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

※令和5年所得について、
扶養親族だった方等
金額欄が表示された方のみ

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

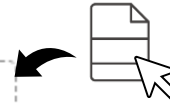
入力内容の確認

【画像添付⑦】当初調整給付の受給状況が分かる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 調整給付の確認書又は支給決定通知書のコピー
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

- 確認書類 -

調整給付の確認書、支給決定通知書 等

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

【画像添付⑧】令和6年1月1日

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

当初調整給付の受給状況が分かる書類
の画像ファイルをアップロードします

※国外居住者で
あった方のみ※

税制度上の扶養状況の確認で、
令和6年1月1日時点で国外居
住者だったにチェックを入れた方

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付⑧】 令和6年1月1日時点で国外居住を示す書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ



- 帰国日が確認できるパスポートまたは航空券の控え
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

- 確認書類 -

帰国日が確認できるパスポート

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

【画像添付⑨】 住民票の写し

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

- 転入者の方（令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方）は添付が必要です。
- 世帯全員が記載された前自治体の住民票の除票の写し
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

令和6年1月1日時点で国外居住を示す書類
の画像ファイルをアップロードします

※転入者の方のみ※

税制度上の扶養状況の確認で、
令和6年1月2日以降に横浜市
に転入された方にチェックを
入れた方

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

📎 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

- ・ 帰国日が確認できるパスポートまたは
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）
自動で変換します。）

- 確認書類 -

世帯員全員が記載されている前自治体の住民票の除票の写し

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

転入者の方は、住民票の写し（世帯員全員分）を
添付してください

【画像添付⑨】住民票の写し（世帯員全員分）

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📎 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- ・ 転入者の方（令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方）は添付が必要です。（令和6年1月1日時点で横浜市在住の方は不要）
- ・ 世帯全員が記載された前自治体の住民票の除票の写し
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

※転入者の方のみ※

税制度上の扶養状況の確認で、
令和6年1月2日以降に横浜市
に転入された方にチェックを
入れた方

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

転入者の方は、世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の税額が確認できる書類を添付してください

【画像添付⑩】 令和5年度及び令和6年度分個人住民税の税額が確認できる書類（世帯員全員分）

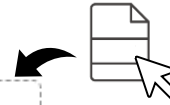
過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。



ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ



- ・ 転入者の方（令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方）は添付が必要です。（令和6年1月1日時点で横浜市在住の方は不要）
- ・ 世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書のコピー
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限り、（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

- 確認書類 -

世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

※送付先変更の場合のみ※

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】送付先が分かる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📎 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

送付先がわかる書類の画像ファイルをアップロードします



- 送付先が分かる書類 例) 賃貸契約書、公共料金の通知書等
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。(拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。)

パスワードの入力

*パスワード

*パスワード (確認用の入力)

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。パスワードを忘れた場合は、セキュリティ上お教えすることができませんので、別途書類での申請が必要となります。

- 確認書類 -

例) 賃貸契約書、公共料金の通知書等

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

6

給付の情報

誓約・同意

税制度上の扶養状況の確認

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報確認書類

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

パスワードの入力

パスワードを作成します

条件：小文字・大文字アルファベット、数字をそれぞれ1つ以上使用した8～16桁

*パスワード

※重要※パスワードは申請内容の訂正等を行うときに必要です

*パスワード（確認用の入力）

↓ 確認用（上と同じものを入力）

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。
- パスワードは小文字アルファベット、大文字アルファベット、数値をそれぞれ1つは使用し、8桁から16桁で設定してください。

入力例：aB123456

一時保存・新規申請の選択

*申請方法を選択してください

- ☐ 新規申請する
- ☐ 一時保存する

- 一時保存した場合はトップの「申請した内容の修正」から再度申請してください。

一時保存したデータを編集・申請する場合はホーム画面の「申請した内容の修正」から行います

「新規申請する」または「一時保存する」から選択してください

- 申請に進む場合 → 新規申請する
- 修正がある、あとで申請する場合 → 一時保存する

オンライン申請システム

はじめての申請
申請した内容の修正
アップロード後の削除
進捗状況の確認

必要項目の入力が終わったら入力内容の確認を押してください

入力内容の確認

7

必須項目の入力・添付漏れ、入力内容に不備がある場合はその項目に遷移しますので、入力・修正してください

*** がついている項目は、必須入力です**

* 金融機関コード

* 支店コード

- 入力不備例 -

金融機関コードの桁数が4桁以内の半角数字で入力されていない
口座番号が7桁以内の半角数字で入力されていない
使用できない文字が含まれている
存在しない金融機関コード、支店コードが入力されている

入力漏れ

入力不備

振込口座情報の入力

- 原則、申請・請求者の口座とします。（代理申請を行う場合は代理人の口座も指定可能です。）
- 通帳等の写しを添付する必要があります。長期間入出金のない口座を入力しないでください。
- 給付金を受け取る金融機関の情報を入力してください。
- 金融機関の検索ボタンから金融機関名を検索して入力する事もできます。
- 金融機関一覧に存在しない場合はオンライン申請ではなく郵送で申請してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、店名（検索画面の支店名）・店番号・預金種目・口座番号「7桁」（通帳見開き下部記載）、口座名義人を記入してください。
- 定期預金と貯蓄預金の口座は、指定出来ませんので、ご注意ください。
- 海外にある金融機関は、振込が出来ない可能性がありますので、ご注意ください。

金融機関一覧を検索

* 金融機関コード

⊗

有効な入力をしてください。入力は必須です。

* 支店コード

⊗

有効な入力をしてください。入力は必須です。

金融機関名：

* 種目

--なし--

選択肢を1つ選んでください。

* 口座番号

⊗

有効な入力をしてください。入力は必須です。

- 口座番号は7桁（左0詰め）で入力してください。入力例：0012345

* 口座名義人カナ

⊗

有効な入力をしてください。入力は必須です。

⊗ 赤字：入力漏れ・不備の項目

7

入力内容に問題がなければ、確認画面に移動します
内容に誤りがないことを確認したら、一時保存では「一時保存する」、
申請では「申請する」のボタンを押してください

入力内容の確認

給付の情報

給付申請番号 20W010101010309

生年月日 2000年5月15日

メールアドレス email.address.ooo@xxxx.co.jp

支給金額

振込口座情報の入力

金融機関コード 0005

支店コード 123

金融機関名 三菱UFJ銀行 横浜中山支店

種目 [1] 普通

口座番号 1234567

口座名義人カナ 3317

口座をお持ちでない いいえ

申請書類の添付

【画像添付①】口座情報が確認できる書類 通帳_振込先金融口座.jpg

【画像添付②】本人確認書類（表面） 免許証_本人確認書類表面.jpg

【画像添付③】本人確認書類（裏面）

パスワード

パスワード 入力済み

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。

入力内容をご確認の上、問題なければ「申請する」ボタンを押してください。

前へ 申請する

一時保存

- 一時保存中は未申請と同等の扱いとなります
- 修正や申請を行う場合はホーム画面の「申請した内容の修正」から行ってください

パスワード

パスワード

入力済み

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。

入力内容をご確認の上、問題なければ「一時保存する」ボタンを押してください。

※一時保存のため、内容については保存されますが、未申請と同等の扱いとなります。

正式な申請を行う場合や、修正を行う場合はトップの「申請した内容の修正」から再度申請してください。

前へ

一時保存する

申請

パスワード

パスワード

入力済み

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。

入力内容をご確認の上、問題なければ「申請する」ボタンを押してください。

前へ

申請する

8

こちらの画面がでたら完了です

一時保存

申請

ホーム

一時保存完了

オンライン申請をご利用いただき、誠にありがとうございました。

定額減税補足給付金（不足額給付）の申請を一時保存しました。

正式な申請を行う場合や内容を修正する場合はホーム画面の「申請した内容の修正」から再度お手続きをお願いいたします。

完了

ホーム

申請完了

オンライン申請をご利用いただき、誠にありがとうございました。

定額減税補足給付金（不足額給付）の申請を受け付けました。

完了

**【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】**

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

0120-045-320

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464

【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）テクニカルサポートセンター

0120-045-114

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464